新							IB							
	別 表							別 :						
1区:	分 2種目	3基準額	4対象経費	5補助率		1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率				
待防 対策	虚児童目 立生活 等 事業	THE	児童自立生活援助事業に必要な報酬(非常勤職員報酬)、給料、報償	1/2		待防止	児童自 立生活 援助事 業	次により算出された額の合計額	児童自立生活援 助事業に必要な報 酬(非常勤職員報 酬)、給料、報償	1/2				
業	*	 1 児童自立生活援助事業 1か所当たり 3,696,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 308,000円(1月未満の場合は1月とする) 	費、旅費、需用費 (消耗品費、食糧 費、印刷製本水 費)、投務費、強力 要、 、投務費、通信 運搬費)、委賃售 料、備品購入費			業		1 児童自立生活援助事業1か所当たり 3,696,000円(年度途中の開始、又は中止等の場合)月額 308,000円(1月未満の場合は1月とする)	費、旅費、需用費 (消耗品費、食糧 費、印刷製本款、 費、投務費、通信 運搬費)、公務費(通信 運搬費)、公賃借 料、備品購入費					
128-		 2 対外関係調整事業 (1)対象人員10人以上 1か所当たり 3,556,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 296,000円(1月未満の場合は1月とする) (2)対象人員10人未満 1か所当たり 2,573,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 214,000円(1月未満の場合は1月とする) 						 2 対外関係調整事業 (1)対象人員10人以上 1か所当たり 3,556,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 296,000円(1月未満の場合は1月とする) (2)対象人員10人未満 1か所当たり 2,573,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 214,000円(1月未満の場合は1月とする) 						
	児童店科技事業		児童虐待防止対 策支援事業に必要 な報酬、旅費、需 用費(消耗品費、 教材費、印刷製本 費)、賃金、備品				児童虐 待防策 授事業	次により算出された額の合計額 1 協力体制整備事業(主任児童委員等研修) 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり	児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、旅費、需費(消耗品費、 教材費、印刷製本額の、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 ので					

. .

. .

	新		旧	
	327,000円 2 児童相談所カウンセリング強化事業	購入費、役務費 (通信運搬費)、報 償費、委託料、使用	409.000円 購入費、役務費 (通信運搬費)、 2 児童相談所カウンセリング強化事業 償費、委託料、侵費	報
	児童相談所1か所当たり	料及び賃借料	児童相談所1か所当たり 料及び賃借料	ЕМ
ſ	・「カウンセリング強化事業のみ実施する場合」		・「カウンセリング強化事業のみ実施する場合」	
l	706,000円		706.000円	
	「カウンセリング強化事業」に加え「家族療法事業」を		・「カウンセリング強化事業」に加え「家族療法事業」を	
	実施する場合		実施する場合	
	2,699,000円		2,698,000円	
-	3 医療的機能強化事業		3 医療的機能強化事業	
	1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり		1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり	
	2,142,000円		2,092,000円	
İ	4 法的対応機能強化事業		4 法的対応機能強化事業	
	児童相談所1か所当たり		児童相談所1か所当たり	
	558,000円		558,000円	
	5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業		5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業	Ì
	児童相談所1か所当たり		児童相談所1か所当たり	
	511,000円		511,000円	
	6 専門性強化事業		6 専門性強化事業	
	1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり		1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり	
	269,000円		268,000円	
	7 一時保護機能強化事業		7 一時保護機能強化事業	
	児童相談所1か所当たり		児童相談所1か所当たり	
	2,258,000円		2,258,000円	
	8 市町村及び民間団体との連携強化事業		8 市町村及び民間団体との連携強化事業	
	・市町村及び要保護児童対策地域協議会への支援		市町村及び要保護児童対策地域協議会への支援	-
	児童相談所1か所当たり		児童相談所1か所当たり	
	3,708,000円		3,708,000円	
	・民間団体との連携		民間団体との連携	

新			IB		
もり等 児童福 社対策 事業 ①メンタルフレンド活動費 訪問1日当たり 2,660円 ②事業実施前研修会費 174,800円 ③活動検討会 1回当たり 33,000円 2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業 ①宿泊指導 児童1人当たり日額 3,570円 ②通所指導	童必料費(製光費委費 こ対つ年第労児知者除い福要賃、消本熱(託、たも策い3月281年)のくら社な金族耗費水信料扶だり事で128省家に負まが報、費品、動し等業」目の国庭定担ち策酬、報票、料、搬品 「童実四児厚均長る当り事、償用印費役費購 ひ福施成発生・ 護を児の(雇号用局め相り事業・償用印費役費購 ひ福施成発生・ 護を別に、 費刷、務、入 き祉に17発生・ 護を	ひも児祉事	第一 1 とれあい心の友訪問援助事業	童必料費(製光費委費 こ対つ年第労児知者除福要賃旅耗費水信託、たも策い月28省家に負。対報金費品、費運備費、児の(雇号均長る当事、償庸印費役別購 ひ福施成兒厚均長る当事、償庸印費役別購 ひ福施成兒厚等通保額 間間費役別購 ひ福施成発生等通保額	1/

	新		18
児庭セタ営	(Car) specific working of all the	児童家庭支援センター 2 ンター 2 ンター 3 2 2 2 2 3 3 3 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4	児童家庭支援センター運営事業に を支援をシー運営事業 1 運営費 1 運営費 1 運営費 1 運営費 1 運営費 1 か所当たり 年間 9,415,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 784,000円 (1月未満の場合は1月とする) 2 初度調弁費 1か所当たり 200,000円
児庭セタ営ル	次により算出された額の合計額 1 運営費 1か所当たり 年間 9,415,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 784,000円 (1月未満の場合は1月とする) 2 初度調弁費 1か所当たり 200,000円	児童家庭支援センター運営を受ける。 児童家庭支援センター運営をデル 事業に必要な給 料、職費、放費、新 共費、食糧費、 共費、食糧費、 利製を費、消耗品 費)、、報償費、報酬 等	児童家庭支援センター運営モデル事業 (水により算出された額の合計額 (児童家庭支援センター運営モデル事業 1 運営費 (シャンター運営モデル事業 1 運営費 (シャンター運営モデル事業 1 運営費 (シャンター運営モデル事業 (シャンター運営モデル事業 (シャンター運営モデル事業 (シャンカー (本産費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(手数料)、役務費(手数料)、報償費、報酬等 (1月未満の場合は1月とする) 2 初度調弁費 (シャンター運営モデル事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(手数料)、報償費、報酬等 (シャンター運営・ビジンター運営・ビジンター運営・ビジンターでは、対策を表現である。 (シャンターでは、対策を表現である。 (シャンターでは、対策を表現では、対策を表現では、対策を表現である。 (シャンターでは、対策を表現である。 (シャンターでは、対策を表現では、対策
削除	削除	削除削除	里親支援事業 次により算出された額の合計額 里親支援事業に 必要な報酬、賃金、

	新					IB						
-132-								1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 512,000円 2 専門里親研修 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 1,312,000円 3 里親養育相談事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 924,000円 4 里親養育援助事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 8,435,000円 5 里親養育相互援助事業 1か所当たり 510,000円	対及び賃借料			
		削除 里親支 選機関	<u>削除</u> 次により算出された額の合計額	<u>削除</u> <u>削除</u> <u>単親支援機関事</u> 業に必要な報酬、	削除 1/2		里親委進事業	<u>児童相談所1か所当たり</u> <u>4,315,000円</u>	里親委託推進事 業に必要な報酬、 賃金、報償費、旅 費、無用費(食糧 費、消耗品費、印 刷製本費)、役務 費(通信運搬費)	1/2		
		接機與事業	 1 里親掘起こし事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 4.002,000円 2 里親委託推進・支援等事業 1か所当たり 	無に少安は報酬、 賃金、報償費、旅費、無用費、所 費、無用費、負糧 費、消耗品費、印 刷製本費)、役務 費(通信運搬費)、 委託料、使用料及 び賃借料				•				

-132-

	新		旧	
	7,683,000円			
-133-	(経過措置分)里親支援事業 次により算出された額の合計額 1 基礎研修	料及び賃借料		
	4 里親養育援助事業 1部道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 8,435,000円 5 里親養育相互援助事業 1か所当たり 510,000円 (経過措置分)里親委託推進事業 児童相談所1か所当たり 4,315,000円	里親委託推進事業に必要な報酬、資金、報貨費、旅費、需用費(食糧費、消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)		

	新					IB		
地域生活支援事業(小事	次により算出した額の合計額 1 運営費 1か所当たり 7.904,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 658,000円 2 初度調弁費 1か所当たり 420,000円	地域生活支援事業)に 整人 整人 整子 整理 整理 整型 整型 整型 整型 整型 整型 整型 整型 整型 整型	1/2					
身証保事業	次により算出された額の合計額 1 就職時の身元保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 10,560円 2 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 19,152円	身元保証人確保対策事業に必要な役務費(保険料)	1 市福務設るが事対都県助場 2 人及祉所置町行業し道がす合/2 び事をす村うにて府補る 3		身証保事業	次により算出された額の合計額 1 就職時の身元保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 10,560円 2 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 19,152円	身元保証人確保 対策事業に必要な 役務費(保険料)	1 市福務設るが事対都県助場2 人が事をす村うにて府補る 3

			新	<u> </u>		T			18		
	DV·女婦 性保護 対策等 動	員活	次により算出された額の合計額	婦人相談員活動 強化対策費のため に必要な報酬(婦	5/10		性保護 対策等	動強化	次により算出された額の合計額	婦人相談員活動 強化対策費のため に必要な報酬(婦	5/10
135-	对支業		1 婦人相談員活動強化対策費 (1)婦人相談員手当 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数の範囲内における各月現員延数に106,600円を乗じて算定した額。 ただし、婦人相談員を月の中途において任免したときは、上記該当額を限度として都道府県条例又は市条例等に定める給与方法により算定した額とすること。 (2)婦人相談員活動費 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数に都道府県においては年額58,000円を、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市においては年額49,000円を乗じて算定した額。 ただし、婦人相談員を年の中途において任免したとき、その在職期間が6か月未満の場合は年額の1/2の額とすること。	人相談歳知は合いの金、は合いの金、は合いの金、は合いの金、は合いの金、は合いの金、は合いの金、は合いの金、は合いの金、はないの金、は、はいいの金、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は			文業		1 婦人相談員活動強化対策費 (1)婦人相談員手当 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数の範囲内における各月現員延数に106,600円を乗じて算定した額。 ただし、婦人相談員を月の中途において任免したときは、上記該当額を限度として都道府県条例又は市条例等に定める給与方法により算定した額とすること。 (2)婦人相談員活動費 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数に都道府県においては年額58,000円を、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市においては年額49,000円を乗じて算定した額。 ただし、婦人相談員を年の中途において任免したとき、その在職期間が6か月未満の場合は年額の1/2の額とすること。	助費	
	上 動 V; 機i	春活・対能事	次により算出された額の合計額 1 売春防止活動推進等事業強化対策費 (1)婦人保護事業啓発普及費 A型(東京・大阪) 年額 604,000円 B型(北海道・埼玉・神奈川・静岡・愛知・京都・兵庫・広島・福岡・長崎・沖縄) 年額 444,000円 C型(その他の県) 年額 338,000円	婦人保護事業啓 発音及を行費等 無用費と報消耗 費、食費、 要本費、 要本費、 大型、 大型、 大型、 大型、 大型、 大型、 大型、 大型、 大型、 大型	5/10			売止動∨機化 をおいる。 おいる。 をは、おいる。 をは、おいる。 をは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	次により算出された額の合計額 1 売春防止活動推進等事業強化対策費 (1)婦人保護事業啓発普及費 A型(東京・大阪) 年額 604,000円 B型(北海道・埼玉・神奈川・静岡・愛知・京都・兵庫・広島・福岡・長崎・沖縄) 年額 444,000円 C型(その他の県) 年額 338,000円	婦人保護事業啓 発普及を行うため に必要な報償費、 需用費(消耗品 費、食糧費、印刷 製本費、光熱水 費)、備品購入費、 委託料、扶助費	5/10